



令和 7 年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)

ZEBリーディング・オーナー 公募要領

2025年5月

Z E Bリーディング・オーナー登録を申請される方へ

Z E Bリーディング・オーナー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請を行わないでください。

その内容に偽りがあることがZ E Bリーディング・オーナー登録後に判明した場合、法的責任が生じる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は当該Z E Bリーディング・オーナーが行った補助事業について、交付決定取消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得るため、注意してください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

令和7年度Z E B実証事業は、環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZ E B化・省C O 2化普及加速事業）」（以下「環境省Z E B事業」という。）との連携事業です。

地方公共団体（地方独立行政法人、公営企業含む）所有の建築物は、環境省Z E B事業の執行団体において「Z E Bリーディング・オーナー登録」を行います。

目次

1. Z E Bリーディング・オーナー公募

P. 4

1－1. 事業趣旨	P. 5
1－2. Z E Bリーディング・オーナー登録の目的	P. 5
1－3. Z E Bリーディング・オーナーとは	P. 6
1－4. Z E Bリーディング・オーナーの役割	P. 6
1－5. Z E Bリーディング・オーナーと令和7年度Z E B実証事業の係わり	P. 6
1－6. Z E Bリーディング・オーナーの登録対象	P. 6
1－7. Z E Bリーディング・オーナーの登録要件	P. 7
1－8. Z E Bリーディング・オーナーの公表	P. 7
1－9. Z E Bリーディング・オーナー登録後の定期報告とその一部の公表	P. 7
1－10. Z E Bリーディング・オーナーの公募～公表	P. 8
1－11. 注意事項	P. 10

2. 関連情報（Z E Bリーディング・オーナー・マークについて）

P. 11

2－1. Z E Bリーディング・オーナー・マークについて	P. 12
-------------------------------	-------

3. 個人情報の取得と利用について

P. 13

3－1. 個人情報の取得と利用について	P. 14
---------------------	-------

【注意】 下記はZ E Bロードマップ検討委員会及びZ E Bロードマップフォローアップ委員会とりまとめにおけるZ E Bの定義であり、Z E Bリーディング・オーナー登録の要件とは異なるため注意してください。

【Z E Bとは（定性的な定義）】

Z E Bとは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」とする。

特にZ E Bの設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法（パッシブ手法）を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

Z E Bの実現・普及に向けて、以下のとおりZ E Bを定義する。

『Z E B』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
N e a r l y Z E B	『Z E B』に限りなく近い建築物として、Z E B R e a d yの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
Z E B R e a d y	『Z E B』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物
Z E B O r i e n t e d	Z E B R e a d yを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

なお、「Z E B」はN e a r l y Z E B、Z E B R e a d y、Z E B O r i e n t e dを含めた広い概念を表すものとし、N e a r l y Z E B、Z E B R e a d y、Z E B O r i e n t e dを含めず狭義の「一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物」の意味で用いる場合には『Z E B』と表現する。

【Z E Bの判断基準（定量的な定義）】

Z E Bは、以下の定量的要件を満たす建築物とする。

			非住宅※1 建築物					
			①建築物全体評価			②建築物の部分評価 (複数用途※2 建築物の一部用途に対する評価)※3		
			評価対象における基準値からの 一次エネルギー消費量※4 削減率		その他の要件	評価対象における基準値からの 一次エネルギー消費量※4 削減率		その他の要件
			省エネのみ	創エネ※5含む		省エネのみ	創エネ※5含む	
【ZEB】			50%以上	100%以上	—	50%以上	100%以上	・ 建築物全体で基準値 から創エネを除き 20%以上の一次エネ ルギー消費量削減を 達成すること
Nearly ZEB			50%以上	75%以上		50%以上	75%以上	
ZEB Ready			50%以上	75%未満		50%以上	75%未満	
ZEB Oriented	建物 用途	事務所等、 学校等、 工場等	40%以上	—	・ 建築物全体の延べ 面積※1が10,000㎡ 以上であること ・ 未評価技術※6を導 入すること ・ 複数用途建築物は、 建物用途毎に左記 の一次エネルギー 消費量削減率を達 成すること	40%以上	—	・ 評価対象用途の延べ 面積※1が10,000㎡ 以上であること ・ 評価対象用途に未評 価技術※6を導入す ること ・ 建築物全体で基準値 から創エネを除き 20%以上の一次エネ ルギー消費量削減を 達成すること
		ホテル等、 病院等、 百貨店等、 飲食店等、 集会所等	30%以上	—		30%以上	—	

- ※1 建築物省エネ法上の定義（非住宅部分：政令第3条に定める住宅部分以外の部分）に準拠する。
- ※2 建築物省エネ法上の用途分類（事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等、工場等）に準拠する。
- ※3 建築物全体の延べ面積が10,000㎡以上であることを要件とする。
- ※4 一次エネルギー消費量の対象は、平成28年省エネルギー基準で定められる空調調和設備、空調調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする（「その他一次エネルギー消費量」は除く）。また、計算方法は最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法又はこれと同等の方法に従うこととする。
- ※5 再生可能エネルギーの対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。（但し、余剰売電分に限る。）
- ※6 未評価技術は公益社団法人空調調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものを対象とする。

(出所) 平成30年度Z E Bロードマップフォローアップ委員会 とりまとめ
(経済産業省 資源エネルギー庁)

1 ZEBリーディング・オーナー 公募

1-1. 事業趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて2021年に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、「2030年度以降に新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保※を目指す。」という新たな目標が掲げられました。また、2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」においても、引き続き2050年ストック平均でのZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保に向けた施策の方向性が示されています。

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、設計会社、コンサルティング企業等のZEBのプランニングを行う実務者と、建物オーナーの両者が、それぞれにZEBの実現・普及に関する目標設定を行い、進捗管理を行っていくことが重要です。

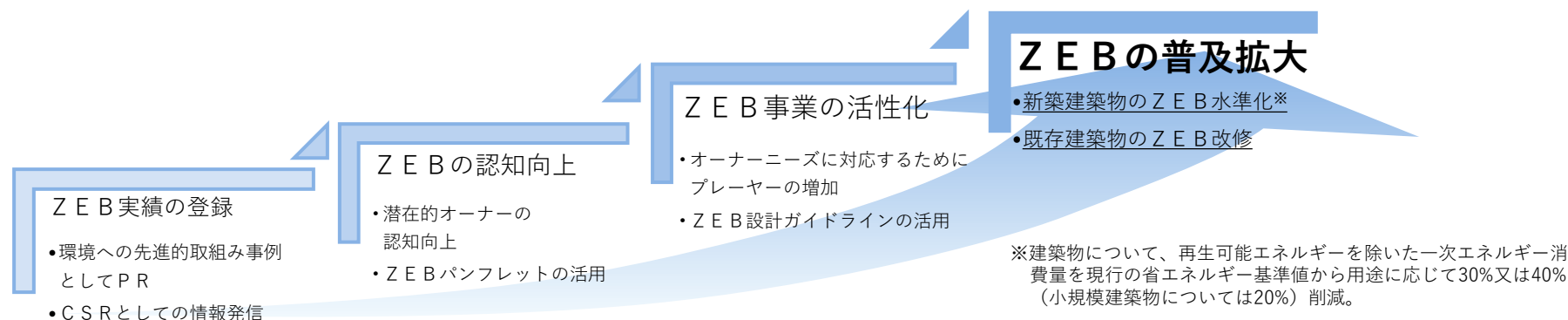
これらを受け、「ZEBリーディング・オーナー登録制度」では、ZEB Oriented以上の性能を有する建築物を所有、もしくは計画を有している建物オーナーを優良事業者として登録し、公表します。「ZEBリーディング・オーナー」として登録した建物オーナーの取組みを我が国の先進的事例として広く公表することで、他の企業等のZEB建築計画への意欲促進・向上を目指します。

※建築物について、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%（小規模建築物については20%）削減。

- 第6次エネルギー基本計画：https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/past.html
- 第7次エネルギー基本計画：https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）に関する情報公開について：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index02.html
- 設計実務者向けZEB設計ガイドライン、ビルオーナー等事業者向けパンフレット公開ページ：https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html

1-2. ZEBリーディング・オーナー登録の目的

ZEB導入実績を有するオーナー（法人（地方公共団体を除く）、個人等）、ZEBの普及に向けた具体計画を有する事業者等を「ZEBリーディング・オーナー」として公募・登録し、ZEB導入事例を広く一般に公表する登録制度です。ZEB建築物の省エネルギー効果・便益や先導的な取り組みの情報発信を行うことで、2030年度目標並びに2050年カーボンニュートラルの実現に向けた我が国のZEB普及の拡大に繋げることを目的とした制度です。



1－3. ZEBリーディング・オーナーとは

令和7年度「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）」の趣旨ならびに「ZEBロードマップ」の意義に基づき、自らのZEB普及目標やZEB導入計画、ZEB導入実績を一般に公表する先導的建築物のオーナーを、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）は「ZEBリーディング・オーナー」と定め、これを公募し、公表します。

1－4. ZEBリーディング・オーナーの役割

自らのZEBに関連する取組み（①、②のいずれか）及び中長期のZEB導入計画と目標（③）について、SIIに報告するとともに情報発信することが、ZEBリーディング・オーナーの役割です。

① 自らが所有するZEBの公表

自らが所有するZEBについて、SIIに報告するとともに自らホームページ等や情報媒体にて公表する。

② 自らが有するZEB導入計画の公表

具体計画として有している「ZEB新築計画」又は「既存建築物のZEB化改修計画」について、SIIに報告するとともに自ら公表する。
（計画事業の詳細情報の公表は竣工後でも可とする。）

③ 中長期のZEB導入計画と目標の公表

2030年までの中長期のZEB導入計画と導入目標について、SIIに報告するとともに自ら公表する。
※ホームページで公表する場合は、トップページに掲載する等、閲覧者が容易にアクセスできるよう工夫してください。
※SIIが公表するZEBリーディング・オーナー一覧への誘導（リンク等）を行うことによる公表も可とします。

1－5. ZEBリーディング・オーナーと令和7年度ZEB実証事業の係わり

令和7年度ZEB実証事業へ申請し、採択された事業者は、SIIが指定する期日までに補助対象建築物について、ZEBリーディング・オーナー登録を完了する必要があります(令和7年度ZEB実証事業公募要領P. 10参照)。

※ZEBリーディング・オーナー登録制度は、令和7年度ZEB実証事業への補助金申請を行わない場合も申請を受け付けます。

1－6. ZEBリーディング・オーナーの登録対象

- ZEBリーディング・オーナーの登録対象は法人（地方公共団体を除く）、個人等です。
※地方公共団体は環境省ZEB事業の執行団体にて「ZEBリーディング・オーナー登録申請」を行ってください。
- ZEBリーディング・オーナーの登録は、原則として1事業者につき1登録とします。

1-7. ZEBリーディング・オーナーの登録要件

ZEBリーディング・オーナーの登録には、以下の要件を全て満たし、同意のうえで登録申請を行う必要があります。

なお、政府はZEBリーディング・オーナーの登録情報や報告された内容を、ZEB普及状況の確認や公表、更なるZEB普及施策の実施や検討等に用いる予定のため、あらかじめ了承したうえで申請を行ってください。

- ① ZEBに係わる実績又は具体計画を1件以上有していること。
- ② 2030年までの中長期のZEB導入計画又は導入目標を有していること。
- ③ ZEB導入実績、計画、目標を自ら公表していること。
- ④ 自らのZEBに係わる計画、目標の実施状況を登録翌年度の4月以降、SIIの指定する期日までに報告し、以降新規のZEB実績が追加された場合は都度報告を行うこと。
- ⑤ 日本国内にある建築物の建物登記簿上の所有者（オーナー）であること。
※建物登記簿上の所有者がZEBリーディング・オーナーに登録済みの場合、もしくは同時に登録予定の場合に限り、設備のみの所有者及び建築物の使用者等についても共同所有建築物として申請を可とする。
- ⑥ 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。
- ⑦ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係わる指名停止措置を受けていないこと。

1-8. ZEBリーディング・オーナーの公表

SIIは、ZEBリーディング・オーナー登録申請を受領後、確認ののち、SIIのホームページにてZEBリーディング・オーナーのZEB導入実績と、ZEB導入計画、今後の目標について、以下の情報を公表します。

- ① 法人情報（法人名、所在地、業種、ホームページURL等）
- ② 所有するZEB事例（所在地、建物用途、建築物の名称、一次エネルギー削減率、省エネ性能評価等）

1-9. ZEBリーディング・オーナー登録後の定期報告とその一部の公表

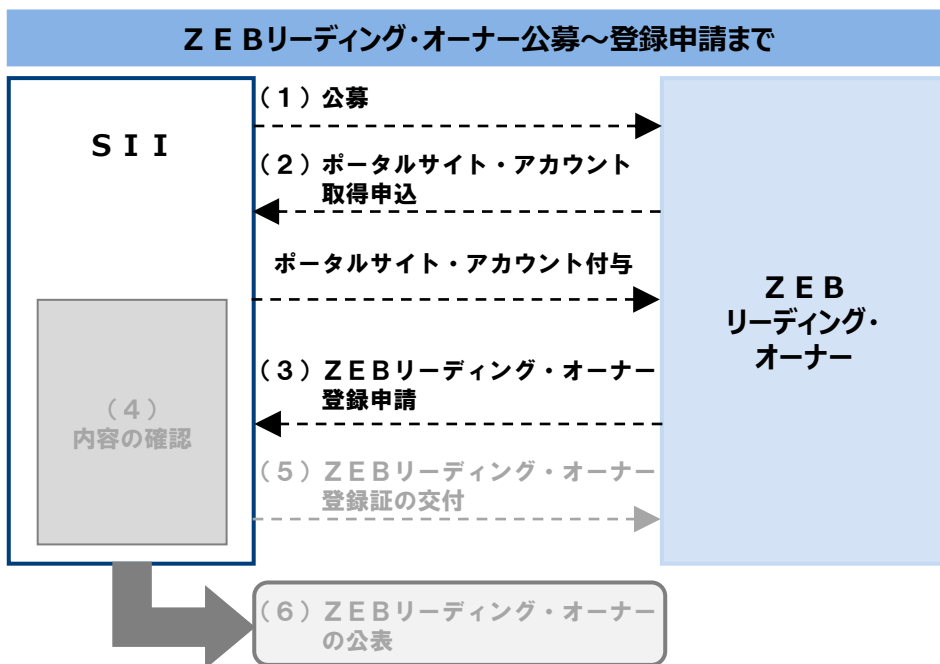
登録されたZEBリーディング・オーナーは以下の内容について報告をするとともに、2026年4月に自社のホームページ、環境報告書、会社パンフレット、リーフレット等の社外向けの資料で公表を行ってください。以降は新規の実績が追加となる場合に随時報告を行ってください。

<報告内容>

- ・報告時におけるZEB導入実績
- ・報告対象年度のZEB導入計画に関する取組み状況

1-10. ZEBリーディング・オーナーの公募～公表

ZEBリーディング・オーナーの公募から公表までは、以下の流れに沿って行います。



添付書類一覧

会社概要書	●
商業登記簿（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書等）	●
登録対象建築物の建物登記簿（竣工前の場合は確認済証）	●
登録対象建築物の省エネルギー計算結果が確認できる資料（WEBプログラム算定結果等）	●
登録対象建築物の省エネルギー性能表示評価書（BELS評価書等）	○
登録対象建築物の公表資料	●
登録対象建築物の建物外観写真やパース図	●
その他SIIが求める確認書類	○

(1) 公募

以下の期間にZEBリーディング・オーナーを公募します。

公募期間： 2025年5月19日（月）～
2026年1月23日（金） 17:00

※令和7年度ZEB実証事業へ申請し、採択された事業者は、ZEB実証事業期間内のSIIが指定する期日との関係に注意してください。

(2) ポータルサイト・アカウント取得申込～アカウントの付与

ZEBリーディング・オーナーの登録申請は、SIIのホームページからアカウント取得申込みを行った上、ポータルサイトを活用して行います。

アカウント取得申込期間： 2025年5月19日（月）～
2026年1月21日（水） 13:00

アカウント取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報（ユーザ名、パスワード）が通知されます。

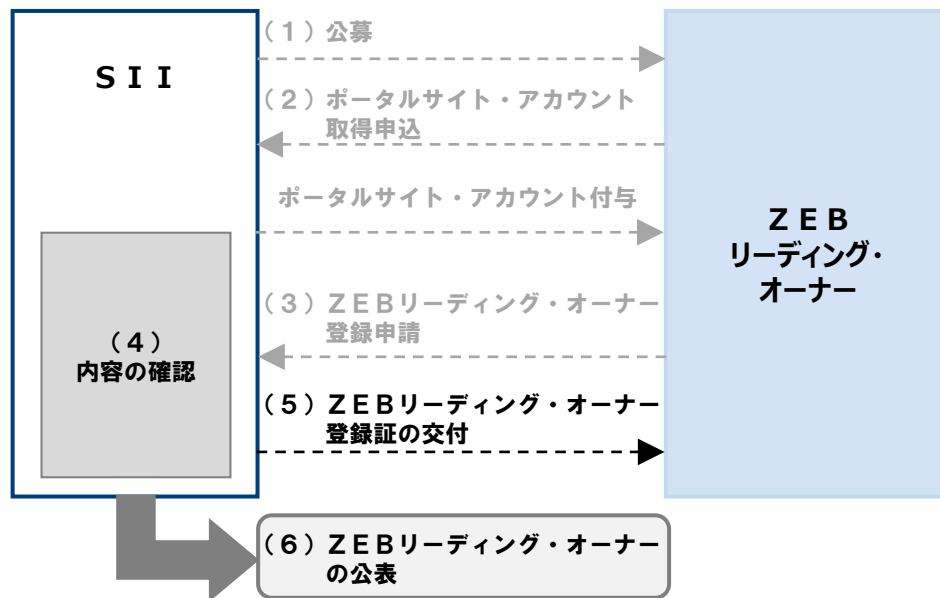
(3) ZEBリーディング・オーナー登録申請

アカウント情報を通知したメールに記載されているZEBリーディング・オーナー・ポータルサイトのURLにアクセスし、取得したアカウント情報（ユーザ名・パスワード）でログイン後、必要事項の入力及び左記の添付書類をアップロードしてください。郵送での提出は不要です。

●：提出必須 / ○：該当の場合提出

※アカウント取得申込以降のポータルサイトの運用及び必要事項、添付書類の詳細は「令和7年度ZEBリーディング・オーナー登録申請の手引き」を参照してください。

ZEBリーディング・オーナー内容確認～公表まで



ZEBリーディング・オーナー登録票のサンプル

■オーナー情報

The sample form includes fields for owner information, project details, and a table for building performance metrics. The table has columns for building name, location, floor area, and various energy performance indicators.

■導入事例



(4) 内容の確認

S I I は、公募期間中に受領した Z E Bリーディング・オーナー登録申請内容について確認を行います。登録申請内容の追加確認や修正が必要な際は、S I I から実務担当者宛に連絡を行います。原則代理での申請及び対応は認められませんので、ご注意ください。

確認完了後、S I I のホームページで公表する「Z E Bリーディング・オーナー登録票」を申請者に対し共有します。

(5) Z E Bリーディング・オーナー登録証の交付

S I I では確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、Z E Bリーディング・オーナー登録証を交付します。
また、確認の結果は登録の可否に係わらず申請者に通知します。

(6) Z E Bリーディング・オーナーの公表

Z E Bリーディング・オーナー登録証の交付と併せて、S I I のホームページにて原則毎月最終金曜日に Z E Bリーディング・オーナーの公表を行います。

※申請の確認状況や公表日等の個別の問い合わせについては、一切応じられません。S I I のホームページ上の公表及び S I I からの通知をもって確認してください。

1－11．注意事項

ZEBリーディング・オーナーの登録を行う者は以下の点に注意してください。

- ① S I Iが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力すること。
- ② 虚偽の内容を含む申請を行わないこと。
- ③ ZEBリーディング・オーナーの登録内容に変更がある場合は、速やかに変更の手続きを行うこと。
- ④ ZEBリーディング・オーナーの登録申請及び実績報告等の各手続きについて、**原則代理での対応は認めない**ため注意すること。
- ⑤ 令和7年度ZEB実証事業は環境省ZEB事業との連携事業である。よって、ZEBリーディング・オーナー登録に係わる情報の提供を環境省、又は環境省ZEB事業の執行団体へ行う場合があるため、これに協力すること。

2 関連情報

(ZEBリーディング・オーナー・マークについて)

2-1. ZEBリーディング・オーナー・マークについて

ZEBリーディング・オーナー・マークには、ZEBリーディング・オーナーごとに付与されているZEBリーディング・オーナー登録番号が付番されます。
ZEBリーディング・オーナー・マークは、ZEBリーディング・オーナー登録番号を除いて使用することはできません。

<ZEBリーディング・オーナー・マークのサンプル>



(1) ZEBリーディング・オーナー・マークの使用対象

令和7年度を含む平成29年度以降に登録されたZEBリーディング・オーナーのみ使用することができます。

(2) ZEBリーディング・オーナー・マークの使用目的

ZEBリーディング・オーナー・マークは、ZEBリーディング・オーナーがZEBの普及促進等に係わる活動を行う際に使用することができます。

■使用例 | 名刺、ホームページ、広告媒体への掲載、カタログやパンフレット類への掲載等。

(3) ZEBリーディング・オーナー・マーク取得方法

ZEBリーディング・オーナー・マークの使用を希望するZEBリーディング・オーナーは、ZEBリーディング・オーナー・ポータルサイトよりダウンロードしてください。

(4) ZEBリーディング・オーナー・マーク使用に関する注意事項

- ① ZEBリーディング・オーナー・マークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEBリーディング・オーナー・マーク使用許諾規程」及び「ZEBリーディング・オーナー・マーク使用ガイドライン」の内容を必ず確認し、これを遵守してください。
- ② ZEBリーディング・オーナー登録申請を行った実務担当者が支店、グループ会社、フランチャイズ等のグループ網を代表してダウンロードしてください。
また、グループ網（支店、グループ会社、フランチャイズ等）でZEBリーディング・オーナー・マークを使用する際は、管理者を選定いただく等、取扱いには十分に注意してください。
- ③ 規程に反するZEBリーディング・オーナー・マークの使用や、SIIが不適切と認める利用状況が確認された場合は、ZEBリーディング・オーナー・マークの使用停止を指示することがあります。この場合、直ちにZEBリーディング・オーナー・マークを削除し、使用を停止してください。

3 個人情報の取得と利用について

3－1. 個人情報の取得と利用について

（１）個人情報の取得について

S I I は執行する令和7年度「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）」（以下「本事業」という。）等の実施に関わるZEBリーディング・オーナー登録のため、以下（２）に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、（３）に記載する利用目的で利用し、（５）に記載する範囲・目的で提供することに、登録事業者は同意するものとします。

S I I の個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

（２）取得する情報

S I I は、ZEBリーディング・オーナー登録開始から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。

- ① 名称、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の登録事業者情報
- ② ZEB導入目標、ZEB導入実績、ZEBの普及に向けた活動内容等の情報
- ③ その他、本事業に必要な情報

なお、登録事業者等がS I I に提供する上記の情報に、コンソーシアム事業者情報等、登録事業者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、S I I への提供及びS I I から国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

（３）利用目的

S I I は（２）で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① ZEBリーディング・オーナー登録の確認、管理、連絡等
- ② ZEBリーディング・オーナー登録以降の本事業等の申請、審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ③ S I I の各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業等の運営に必要な業務

（４）第三者への提供について

S I I は（２）で取得した情報を、以下の場合及び（５）へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目等を明示し、登録事業者に同意いただいたものに限りです。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（５）ZEBリーディング・オーナー登録における提供先及び提供情報について

ZEBリーディング・オーナー登録では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報※1を匿名加工は行わずに提供します。各提供先にZEBリーディング・オーナー登録で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供元	提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法
S I I	国等	- 本事業等の申請状況・効果分析 - その他ZEB普及に資する調査・研究等	(2) ①②③	メール、Webストレージ等
S I I	一般	- 登録事業者名、登録番号の確認 - 本事業等の間接補助事業に係る公募等	登録事業者の名称、登録番号、ZEB普及目標、ZEB普及実績等	S I I H P への掲載、申請システム等

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1：1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 (8) に示す外部委託先は提供先として扱わない

（６）匿名加工情報の提供について

本事業等では、ZEB普及のさらなる向上に寄与することを目的として、(2)で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供場合があります。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

S I I の匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認ください。

https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

（７）個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

（８）外部委託

S I I は(2)で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

（９）開示請求等について

S I I は保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口> 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） Z E B（ゼブ）登録制度担当

TEL:03-5565-4063

受付時間は平日の10：00～12：00、13：00～17：00です。

また、通話料がかかりますので、ご注意ください。